令和5年度静岡県総合防災訓練 実施計画

1 目的

大規模地震の発生を想定した総合防災訓練を実施することにより、県・市町等の 災害対策本部機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立及び 県民の防災意識の向上等を図る。

2 訓練ごとの重点方針

(1) 市町、消防団、事業所、学校、病院及び自主防災組織等(以下「各主体」という。) が実施する訓練

「自助」「共助」の取組として、各主体の協働による避難訓練、救出・救助訓練、負傷者のトリアージ訓練、避難所開設運営訓練等を実施することにより、地域防災力の向上を図る。

(2) 実動訓練

「公助」として、警察、消防、自衛隊及び在日米軍等と連携し、救出救助訓練、 負傷者の広域搬送訓練及び緊急物資輸送訓練等を実施するとともに、「自助」、「共 助」の取組も連携させ、総合的な災害対応能力の向上を図る。

(3) 本部運営訓練

迅速な対策立案を行うため、災害時の確実な情報収集・伝達手順の確認及び県対策本部、方面本部との連携強化を目的とし、広域災害にも対応できる体制構築を図る。

3 日程

訓練名称	日 程
各主体が実施する訓練	8月30日(水)~9月5日(火)
静岡県総合防災訓練 (本部運営訓練)	8月29日 (火)
静岡県・浜松市・湖西市総合防災訓練	9月3日(日)

4 各訓練の概要

(1) 各主体が実施する訓練

各主体は、別紙1「令和5年度静岡県総合防災訓練 訓練事例一覧」を参考に、 担当業務や地域特性に合った効果的な防災訓練を計画、実施する。

アー日時

8月30日(水)から9月5日(火)の防災週間を中心に実施

イ 内容

各市町、自主防災組織、事業所、学校及び防災関係機関等が定める計画による。

ウ 実施方針

(ア) 各地域により訓練が必要とされる災害の種類等が異なることから、東日本 大震災等の既往災害や第4次地震被害想定等を踏まえ、訓練の必要性が高い 災害を想定し地域の実情に応じた訓練を行うとともに、起こり得る最悪事態の想定を踏まえた訓練の実施に努めること。

- (イ) 訓練計画の作成、訓練の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、要配慮者の視点に立ち、要配慮者本人の参加による避難訓練等を行うよう努めること。
- (ウ) 関東大震災から100年となることから、訓練の機会を捉えた普及・啓発活動等防災意識の定着を図る取組を実施するよう努めること。
- (エ) 防災アプリ「静岡県防災」など、デジタル技術を活用した訓練を実施すること。
- (オ) 訓練会場、訓練項目など区分ごとに安全管理者を指定し、事故防止に努めること。
- (カ) 熱中症警戒アラートが発表されるなど危険が高い場合は、身体的な負担が 大きい訓練や、住民が参加する屋外訓練を中止するなど、熱中症予防対策を 講じること。
- (キ) 訓練終了後は、分析・評価を実施し、必要に応じ防災計画を見直すなど、 実効性ある防災組織体制の維持・整備を図ること。
- (ク) 実災害時において感染症対策が必要となることも想定し、訓練内容の企画 に際して感染症対策に関する項目を取り入れるなど、感染症対策に配慮した 訓練の実施に努めること。
- (2) 静岡県総合防災訓練(本部運営訓練)

ア 日時

令和5年8月29日(火) 午前8時30分から正午までの間

イ場所

県庁別館5階危機管理センター等

ウ参加機関

県、県警、市町、消防本部、自衛隊、海上保安庁、国出先機関、ライフライン関係機関等

- 工 重点
 - (ア) 本部及び方面本部等の連携強化
 - (イ) 災害対策本部による機動的な市町支援
 - (ウ) 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」の点検
- オーその他

詳細は「令和5年度静岡県総合防災訓練(本部運営訓練)実施要領」による。

(3) 静岡県·浜松市·湖西市総合防災訓練

ア 日時

令和5年9月3日(日)午前8時から正午までの間

イ 場所

浜松市、湖西市、富士山静岡空港、航空自衛隊浜松基地等

ウ 参加機関

県、浜松市、湖西市、自主防災組織、県警、消防本部、自衛隊、在日米軍、 海上保安庁、国出先機関、医療救護機関、ライフライン機関等

エテーマ

自分を守る 家族を守る 地域を守る ~ みんなで取り組もう自助・共助・公助 ~

才 重点

- (ア) 防災関係機関と密接に連携した実動能力の確認
- (イ) 災害拠点病院や救護病院等における医療救護体制の確立
- (ウ) 住民主体による避難所の運営
- (エ) 物資の各輸送拠点等から避難所までの円滑な輸送・配送・受入れ
- (オ) 自主防災組織、消防団、事業所等の協働
- (カ) 将来の地域防災力を担う次世代の積極的な参画

5 中止判断

- (1) 県内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合、各訓練主体は、住民の安全確保を最優先して適切な状況判断により、訓練の全部又は一部を中止することとする。
- (2) 訓練を中止する概ねの基準は、別紙 2「令和 5 年度静岡県総合防災訓練中止基準」のとおりとする。

県が訓練を中止する場合は、防災行政無線全県一斉FAX等により周知する。

令和5年度静岡県総合防災訓練 訓練事例一覧

_	和 5 年及前一只能看的炎訓練。訓練事例一見
実施主体	訓練事例
住民(各家庭)	・ 「家庭内DIG」の実施、「家庭内対策(自助)チェックリスト」による家庭内対策の具体的検証 ・ 防災アプリ「静岡県防災」を活用して行う、津波等による浸水状
	・
	・ 自宅所在地の被害想定等の確認(沿岸部の場合、想定される津波の高さや到達時間など)
	・ 自宅の耐震化、ブロック塀の転倒防止、家具・家電の固定、ガラス飛散防止措置等の安全対策の確認・実施
	・ 水・食料(7日分程度)、生活必需品、非常電源(乾電池等)、常
	合場所(指定避難所等)の確認 ・ 市町等の防災情報メールサービスへの登録、「黄色いハンカチ」
	の用意など、災害時の情報収集・伝達手段の確保 ・ 消火器・消火剤の使用期限等の確認
	・ 津波・山がけ崩れに備え、海抜表示、最寄りの指定緊急避難場所及び避難ルートの確認
	・ 夜間の災害発生を想定した照明具、避難ルートの確認
自主防災組織 	・ 避難場所までのルートの安全確認、時間の計測など、避難計画の 実効性を確認するための訓練を積極的に実施すること ・ 地域の危険箇所の把握、防災対策の理解・検討
	・ 「自主防災組織本部運営マニュアル」を活用した自主防災組織本部の開設・運営訓練
	● 地域住民相互が助けあって行う初期消火、負傷者の救出・応急救 護、給食給水、災害関係情報の収集・伝達・広報等の訓練● 避難行動要支援者名簿等を活用した、住民避難及び屋内退避に係
	る訓練等、特に要配慮者に重点を置いた避難・誘導訓練 ・ 外国人に対する避難誘導訓練や避難所開設運営訓練
	・ 地域住民とボランティア間の協力による救援活動、救援物資等の 支援の受入れ、調整に係る訓練 ・ 学校等を防災拠点とする地域住民の参加による訓練
	・ 学校等を防炎拠点とする地域住民の参加による訓練 ・ 地域、家庭、職場、学校等における災害時の安全対策・防災用品 の点検及び非常持ち出し品を点検する訓練
	・ 感染症が必要となることも想定し、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練
₩11. 11. 11.	・ その他、地域の特性に応じた訓練
一般事業所	・ 災害時の要員の参集、災害対策本部の開設・運営訓練・ 従業員の安全確保訓練、家族を含めた安否確認訓練・ 初期消火、避難誘導訓練
	・ 危険物施設の安全確認訓練(ガスボンベ・薬品庫等) ・ 備品の転倒防止措置の確認(スチール棚・ロッカー等)
	・ 帰宅困難者対策の検討(水・食料の備蓄等) ・ 事業継続計画 (BCP) に基づく生産ライン・情報システムの早期 復旧訓練
	・その他、事業所の特性に応じた防災訓練

デパート	利用者・宿泊者・従業員の安全確保訓練
旅館・ホテル	初期消火等、災害の拡大防止訓練
観光施設	利用者・宿泊者の避難誘導訓練(冷静な行動を呼び掛け)
B)L) L) L	 負傷者の応急救護・搬送訓練
	被災状況の報告先・報告手順の確認
病院	・ 患者・入所者・従業員の安全確保訓練
社会福祉施設	初期消火等、災害の拡大防止訓練
11. 五田田地区	患者・入所者の避難誘導及び安否確認訓練
	・ 負傷者の救護・トリアージ・搬送訓練
	福祉避難所の運営訓練
	被災状況の報告先・報告手順の確認
学校	・ 児童・生徒・教職員の安全確保訓練
7 12	初期消火等、災害の拡大防止訓練
	児童・生徒の避難誘導及び安否確認訓練
	 負傷者の応急救護・搬送訓練
	通学路での危険箇所や避難場所の確認
防災関係機関	利用者の安全確保訓練(列車の緊急停止・ガス供給停止等)
(ライフライン	・ 施設・設備の被害情報の収集・伝達訓練
機関を含む)	・ 防災拠点の機能確保訓練 (発電機車・移動基地局の設置等)
	・ 県外からの応援要員・資機材の受入れ訓練
	・ 施設・設備(水道・電気・ガス)の応急復旧訓練
	・ 航空機・船舶・車両・輸送用資機材等の機動力を活用した訓練
	・ 他機関・応援部隊との共同作業を想定した訓練
	・ その他、各機関の防災業務に応じた訓練
市町	・ 災害対策本部の設置・運営訓練
	・ 県・関係機関等との情報伝達訓練
	・ 住民への防災情報の伝達訓練(同報無線、携帯メール、コミュニ
	ティFM放送、エリアメール等)
	・ 道路被害状況の把握、緊急輸送ルートの確保訓練
	・ 臨時ヘリポートの開設、孤立予想地区におけるヘリコプターの着
	陸誘導訓練
	・ 救護所・救護病院の開設・運営訓練(トリアージ等)
	・ 物資集積所・遺体安置所・ボランティア本部の開設・運営
	・ 被災建物の応急危険度判定訓練
県	・ 災害対策本部・方面本部の設置・運営訓練
	・ 国・市町・関係機関との情報伝達訓練
	・ 航空搬送拠点・広域物資輸送拠点の開設・運営訓練
	・ 衛星通信用移動中継車・可搬型衛星地球局等による通信確保訓練
	・ 富士山静岡空港(大規模な広域防災拠点)等を活用した訓練
	・ 被災建物の応急危険度判定の支援調整訓練
	・ 災害発生後の余震、降雨等気象に関する情報の県民への提供(広
	報)訓練

令和5年度静岡県総合防災訓練中止基準

1 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

県	中止
市町	中止

2 県内に気象・高潮・波浪に関する特別警報が発表された場合 県内で震度5弱以上の地震が発生した場合 静岡県に津波警報が発表された場合

県		中止
市町	沿岸市町・該当市町	中止
	その他	状況により中止

3 県内に気象警報が発表された場合 県内で震度4の地震が発生した場合 静岡県に津波注意報が発表された場合

県		状況により中止
市町	沿岸市町・該当市町	状況により中止
	その他	実施

4 訓練地を含む地域に雷注意報が発表された場合 県内に竜巻注意情報が発表された場合

県		屋外訓練について状況により中止
市町	該当市町	屋外訓練について状況により中止
	その他	実施

5 伊豆東部火山群の活動に異常が認められる場合

県		状況により中止
市町	賀茂·東部管内市町	状況により中止
	その他	実施

6 富士山の火山活動に異常が認められる場合

県		状況により中止
市町	東部管内市町	状況により中止
	その他	実施

7 その他、中止することが必要と判断される事象が生じた場合

県	状況により中止
市町	状況により中止